

新たな県公式観光サイト コンテンツ制作事業業務受託者選定要領

1 目的

この要領は、新たな県公式観光サイト コンテンツ制作事業業務受託者募集要領に基づいて応募があった提案を審査し、新たな県公式観光サイト コンテンツ制作事業を業務委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 新たな県公式観光サイト コンテンツ制作事業業務委託先審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために、新たな県公式観光サイト コンテンツ制作事業業務委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会は、別紙の委員をもって構成する。
- (2) 審査委員会の委員長は観光部長とする。また副委員長は観光誘客課長とする。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (5) 審査委員会は過半数の者が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 審査

(1) 書類審査

6者以上の提出があった場合、書類による1次審査を行う。

10点満点で、5の審査基準の項目を総合して委員による審査を実施し、上位5者を選定する。ただし、10点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等について、委員が提案者によるプレゼンテーションを審査し、委託候補者を決定する。

5 プレゼンテーション審査基準

1 企画提案書等の提案内容 (60点)	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	10点
	提案内容に説得力があり、業務工程が具体的かつ現実的であるか。	10点
	インバウンド対応を含む良質なコンテンツを持続的かつ即時的に制作するライターネットワーク運営の仕組みが具体的かつ有効であるか。	20点
	顧客価値の高いコンテンツ制作を担保するローカルライターの教育プログラムが具体的に提案されているか。	20点
2 業務実績及び業務実施体制 (30点)	業務実績は広範かつ十分か。類似業務に関する業務実績は十分か。	15点
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	15点
3 価格 (10点)	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10点

6 採点

別添審査票により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。(100点満点)

配点は次表のとおりとする。

項 目		優秀	やや 優秀	普通	やや 劣る	劣る
1 提案内容	着眼点、分析力	10	8	6	4	2
	業務工程の現実性	10	8	6	4	2
	ライターネットワークの有効性	20	16	12	8	4
	教育プログラムの有効性	20	16	12	8	4
2 業務履行	類似の実績	15	12	9	6	3
	実施体制	15	12	9	6	3
3 費用の妥当性		10	8	6	4	2

7 審査結果の集計

審査委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、審査員の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査の方法

- (1) 審査委員が行った順位づけに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先1者を選定する。
- (3) 参加者が1者で、委員の合計点数の平均が60点（普通）に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

順 位	順位点
1 位	5 点
2 位	4 点
3 位	3 点
4 位	2 点
5 位	1 点